

素案から案への主な変更点

※下線部を修正

No.	頁	変更項目	変更前（素案）	変更後（案）
1	5	1-1-5 中野区建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に対する取組（2）	住宅等の建築物における <u>省エネ及び再エネ利用の取組</u> を推進させることを目的とする。	住宅等の建築物における再エネ利用の取組を推進させることを目的とする。
2	6	1-1-6 促進計画の策定により促進区域内で適用される措置（3）	※説明義務の対象となる建築物～略～10m ² を超える建築物を対象とする。	削除
3	10	2-1-2 促進区域で設置が期待できる再エネ利用設備（2）	（2）太陽熱 <u>発電</u> 設備	（2）太陽熱 <u>利用</u> 設備
4	12	2-1-3 中野区における促進区域の範囲	中野区では、区内全域を促進区域として定める。ただし、 <u>地区計画が定められている地域は地区計画の規定を遵守すること。その場合、建築物省エネ法第64条の特例許可は適用できない。また、実際に再エネ利用設備を設置する際は、関連する法令等に十分に留意する。</u>	中野区では、区内全域を促進区域として定める。ただし、 <u>地区計画等が定められている地域はその規定を遵守すること。実際に再エネ利用設備を設置する際は、関連する法令等に十分に留意する。</u>
5	18	2-4-3 中野区促進区域内において再エネ利用設備を設置する建築物について特例許可の適用を受けるための要件（1）	・ソーラーカーポート等柱と屋根で構成された簡易的な建築物に太陽光パネルや太陽熱利用設備を搭載したもの	・ソーラーカーポート等柱と屋根で構成された簡易的な建築物又は架台に太陽光パネルや太陽熱利用設備を搭載したもの
6	19	2-4-3（2）	○ 地上にソーラーカーポート等を設置する場合、敷地内に空地を有すること。	○ 地上にソーラーカーポート等を設置する場合、敷地内に空地を有すること <u>及び避難上支障ないこと。</u>

7	2 1	2-5-1 再エネ利用設備の設置促進に関する基本的な考え方	再エネ利用設備の設置促進に向けて、中野区や東京都では再エネ利用設備の導入に係る設置促進策を実施しており、促進区域内においてもこれらを効果的に組み合わせて活用する。	再エネ利用設備の設置促進に向けて、 <u>建築物に設置できる再エネ利用設備やそのメリット、環境負荷の少ない機器の選定や適切な維持管理に関する配慮事項など再エネ利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及を行っていく。</u> <u>また、中野区や東京都では再エネ利用設備の導入に係る設置促進策を実施しており、促進区域内においてもこれらを効果的に組み合わせて活用する。</u>
---	-----	----------------------------------	---	--